

平戸市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月25日(金) 午前9時30分から午前11時30分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(30人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸
6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫
10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好
14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳
24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎
28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	31番 山本 順子

4. 欠席委員(3人)

16番 瀧山 博 23番 濱本 寿光 32番 宮田 克幸

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員の指名及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第12号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 非農地証明願について

議案第40号 第9回農用地利用集積計画(案)について

議案第41号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 川口 敬 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博 主査 浦上 裕希

主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし
8. 公開・非公開の別 公開
9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成27年度第9回総会を開会いたします。
はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

○会 長

本日は平成27年度第9回総会のご案内をしたところ、皆様方には大変ご多忙の中、出席いただき誠に有難うございます。

いよいよ年の瀬も押し詰まって参りました。皆様には心せわしくお過ごしのことと存じます。どうか年末年始、事故等にご注意されてお過ごし下さい。12月18日に農業会議臨時総会が開催されました。出席しましたので、内容について若干触れさせていただきます。長崎県農業会議組織変更計画ということで議題が上がりまして、非営利型一般社団法人長崎県農業会議の定款ということで、今まで農業会議の下に常任委員会というものがございましたけれども、その常任会議の上に理事会というのを組織しなければいけないと、国からの通達でございます。その理事の選出の方法ですけれども、現在の山開会長は留任ということで、副会長に山中県農業協同組合中央会会長と行政代表として一瀬波佐見町長です。理事として西村ながさき女性農業委員ネットワーク会長、松尾県土地改良事業団体連合会副会長その他に長崎西彼地区から1名、県南から1名、県北から1名、離島から1名の会長、計9名の理事会が発足するわけです。1月から3月までが暫定期間ですので、暫定期間の理事会が作られたわけです。4月1日から、また、役員構成が審議されるわけですが、一応暫定期間のメンバーで行くのではないかと考えております。県北地区につきましては、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町の5人の会長で理事選出方法について、話し合いを持ったわけです。平戸市、佐々町、小値賀町から、県北地区選出の会長は、県北の要である佐世保市ということで、佐世保市会長に是非お願いしたい申し入れを行いました。協議を進める中で、新体制のスタートでもあり、県北地区選出会長の理事は、佐世保市会長ということが決まり、職務を全うしていただくということになりました。

それから、新聞の切り取りが皆様のお手元にあると思いますが、12月19日に市長と中野小学校女子生徒と私で植樹祭をさせていただきました。ここは耕作放棄地だったわけですが、今年2,000本植樹しました。あと、引き続き拡張していき、鄭成功を頭にして世界の椿を植えたいということです。お世話している方は、退職前にルーマニア大使をしていた東さんという方でございます。鄭成功に心引かれて、また、世界を歩いて、世界あちこち

にすばらしい椿があることを知り、平戸に世界のつばき園をつくろう、平戸観光に一役買いたい、町おこしのためにもがんばっていききたいという所信のお話がありました。そういったことで耕放棄地に手をかけることはいいことで、ぜひとも軌道にのっていくように支援していきたいと思います。

本日も貴重な案件をご提案いたします。最後まで、ご協力いただき慎重審議いただきま
すようお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、16番委員、23番委員、32番委員より欠席の旨、
連絡がありましたので、ご報告いたします。よって、出席委員は委員定数33名中、30名
で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっており
ますので、以降の議事進行は会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、これより議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員および会議書記の
指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委
員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、19番委
員、20番委員にお願いします。書記には事務局職員の参事を指名いたします。

以上で日程第3を終わります。

○議 長

これより平成27年12月期の会務報告と、平成28年1月期の行事予定を事務局長が
行います。

○事務局長

それでは平成27年12月期の会務報告と、平成28年1月期の行事予定をご報告させ
ていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(1 1月会務報告、1 2月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度1月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年1月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成28年1月27日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第12号 農業経営基盤強化促進法による合意解約について 》

○議 長

報告第12号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料2ページをお願いします。報告第12号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」を説明いたします。

(報告第12号1～3番を朗読：3件)

○議 長

ただ今、事務局より報告第12号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。報告第12号「農業経営基盤強化促進法による合意解約について」につきましては、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料3ページをお願いします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第38号1～2番を朗読 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないようですので、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり、決定いたしました。

《 議案第39号 非農地証明願について 》

○議 長

続きまして、議案第39号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

資料4ページをお願いします。議案第39号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第39号1～3番を朗読、パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第39号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

整理番号1番について説明いたします。12月15日、地元委員と事務局、そして申出人立会いのもとで現地調査を行いました。この度、申出人が非農地証明を提出した経緯をお話します。農地利用状況調査で航空写真がなかった時は、うちは荒れた土地はないと話しておられました。今般、航空写真を使うようになってから、農地とっていなかったところに農地があることがわかりました。申出人は20代で、早くに父を亡くし、引継ぎがなかったということでした。昔は農地で使っていたかもしれないが、急傾斜で、機械が入らない、将来的にも農地として使用する意図はないということでしたので、非農地としてみてまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○委 員

2番の説明ですが、〇〇委員の担当地区ですが、欠席ですので、私が変わりに発言いたします。申出人は津吉町の〇〇〇〇〇さんでございますが、土地は志々伎町にあります。申立人の実家でございますが、相続人がいなくてこういう申請になっています。15日に委員と事務局とで現地を確認したわけですが、見かけのとおり昭和30年頃から何も作っていないくて、だんじくや竹が生えていて再生は無理です。本人も耕作できないということで、申請が上がっています。よろしくをお願いします。

○委 員

3番の説明ですが、15日に地元委員と事務局で現地を確認しました。ここに書いてあるように、平成10年頃から耕作放棄地になっています。そして今は、ほとんど竹で畑になるような状態ではありませんでした。そのように見てきていますので、よろしくをお願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、なにかご意見、ご質問ありませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第39号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第36号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第40号 第9回農用地利用集積計画(案)について 》

○議 長

議案第40号「第9回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
なお、今回は案件が大変多いため、通常の利用権設定と所有権移転をはじめにご審議いただき、その後、中間管理事業の利用権設定につきまして、地区別に提案説明を行い、質疑を受けたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ありがとうございます。それでは、議案書の6ページから8ページの通常の利用権設定各筆明細と、所有権移転各筆明細について事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第40号「第9回農用地利用集積計画(案)について」説明いたします。議案書6ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書7ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～3番を朗読：3件)

次に議案書8ページをご覧ください。所有権移転各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より利用権設定各筆明細と所有権移転各筆明細の案件につき、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。議案書6ページから8ページの利用権設定各筆明細と、所有権移転各筆明細の案件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、利用権設定各筆明細と所有権移転各筆明細の案件については原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、9ページから21ページの利用権設定各筆明細、田平町以善地区の案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書9ページをご覧ください。こちらは利用権設定で農地中間管理機構を利用した貸借になります。今から見ていただくのが、田平町以善地区で範囲を設定して、その範囲の中で貸し借りをを行うものです。すべて利用権の設定を受けるものは、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長瀨本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、期間は新規で10年と5年に分かれています。所有者が登記名義人である場合は10年間貸すことができます。現在の所有者が登記名義人でない場合は、相続登記が終わっていない場合が多いのですが、相続人の過半数の同意を得て5年間借りられるとなっています。その区別で5年10年と分かれますので説明しておきます。

(整理番号1～50番を朗読：50件)

○議 長

ただ今、事務局より、利用権設定各筆明細、田平町以善地区の案件につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委 員

図面はないのですか。地区内での範囲がわかりません。

○事務局

申し訳ありません。本日は準備していませんでした。

○委員

中間管理機構という新しい制度なんですが、本人の土地を農地中間管理機構に預けて、また自分の土地を借りるという制度なんですか。それで借賃料が無償とありますが、農地中間管理機構が補助金をくれるのでしょうか。それでも無償になるのですか。

それと、中間管理機構が預かっても、農業委員会の許可が必要ということで議題として上げなければならないのですか。2つ教えてください。

○事務局

最初の借賃料が無償の件です。農地中間管理機構が出す補助金ですが、以善地区は地区で話し合っただけで地区で集積を行ったということで地区に対してお金が入ります。地区全体でエリアを設定して、エリアの中で何割以上集めたら集積協力金という補助金があります。その集積協力金は全体対象面積の2割以上なら反当り20,000円、5割以上なら反当り28,000円です。以善地区は50パーセント以上ですので、反当り28,000円の集積協力金が以善地区に入ります。集積協力金は地区に下りるもので、貸し借りにおける借賃料とは関係ありません。地区に対する集積協力金なので、使用料は発生します。

2番目の農地中間管理機構が預かっても、農業委員会の許可が必要ということで議題としてあげなければいけないのかという件ですが、通常の貸し借りの中に農地中間管理機構も入れるようになるので入ってきます。農地中間管理機構との貸し借りが増えれば増えるほど集積計画は増えていきます。

○委員

自分の土地を農地中間管理機構に預けて自分が借りるという制度は続くのですか。

○事務局

自分の土地を農地中間管理機構に預けて自分が借りるという制度をA・A方式という呼び方をしますが、農地集積の対象になるのは今年までです。来年からは自分の土地を農地中間管理機構に預けて自分が借りても、集積協力金の対象にはなりません。今回、一生懸命取り組んでいただいたのは、若干ハードルが低いのです。今年度は集積協力金の対象にA・Aもなります。もうひとつ、農業委員会を通した貸借をしても、解約して農地中間管理機構に預けるのも今年まで対象になります。来年度以降は、この2つは集積協

力金の対象から外れますので、今年度は県内全域で取り組みが多い状況になってます。

○委員

利用権設定期間が10年や5年ですね。貸借のほとんどは、本人が農地中間管理機構に貸して本人が借りるというものなのでしょう。本人が農地中間管理機構に貸して他の人が借りるという場合もありますか。その場合も無償ですか。

○事務局

本人が農地中間管理機構に貸して他の人が借りるという場合もあります。その場合も無償です。

○委員

無償ですか。話合いがあったということですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

この期間の中で5年、10年の中で作れなくなる土地も出てくる。預けていてもどうしても借受人が出来なくなって他人に預けるということが起こる可能性もあるわけですね。その場合、この地区の中で新たな借り手を捜すのか。それとも、農地中間管理機構以外の通常の貸借にでてくるのですか。

○事務局

貸し借りの中で相手が変わる場合は、また貸し借りをしなければなりません。5年、10年の間で作れなくなる土地も出てくることもあると思いますので、基本は、その場合、地区内で作り手を探して貸し借りが始まるのですが、その時は貸し借りが上がってきます。集積協力金は5年、10年の間は地区の中で基本的に作り手を捜していく、耕作してもらうという制度になります。

○委員

それでは、他の地域から作り手は入って来れないということですか。

○事務局

いいえ、他の地域から作り手が入ることもできます。農地中間管理機構の貸付ルールは、地域の調整ができれば、それが一番です。以善地区の中で作り手が決まっていれば、それが一番です。

次のルールは、その地域の近くに住んでいる方。最終的に地域外の方で、最後に法人も出てきますが、まずは作り手は地域の調整が一番です。いきなり、作り手がないので、たとえば福岡の業者が強引に貸し借りをするということはありません。

○委員

集積協力金ですが、以善地区では反当り28,000円はその地区の中で何に使ってもかまわないのですか。集積協力金の使途について制限はないのかお尋ねします。

○事務局

基本的に自由です。作り手と貸し手で配分するのも自由です。ただし、交付金ですので、どのように話し合って決めたかがわかる議事録とか、配分したという証拠はきちんと残しておかないと、どうでもつかえるわけではありません。ただ、使途は自由になっています。

○委員

他の地域から作り手が入ってくる場合も、貸借料は無償で借りることになるのですね。

○事務局

いいえ、農地中間管理機構が入りますが、個人間の貸し借りが発生します。

○委員

田平地区でも以善地区が取り組みましたが、私の地区にも声がかかりました。しかし、中山間でも問題になっていますが、耕作放棄地が発生しています。5年、10年耕作するのが容易ではないという声があり、取り組めなかったこともあります。5年、10年の貸借の期間がありますが、借り手がいなくなる、耕作できない場合は交付金の返還はあるのですか。

○事務局

集積協力金は交付金ですから、5年、10年預けてもらって耕作してもらっての交付金としますので、そういうことがないようにとしか言いようがありません。作り手がない場合は、どうにかして探してもらおうとしか言いようがありません。2、3年で作れないから止めますというものではありません。交付金をもらったら、そういかないと思います。

○委員

その辺がネックになって、地区でも取り組めなかったんですね。

○事務局

還付金が発生します。

○事務局

これは前払い金なので、約束事は果たして下さいということで国から交付金がかかるもので、そういう案件がない前提で進めさせて下さい。

○議長

ほかにございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、利用権設定各筆明細、田平町以善地区の案件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、同議案、利用権設定各筆明細、田平町以善地区の案件については原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、22ページから43ページの利用権設定各筆明細、平戸地区中央土地改良区の案件を議題といたします。はじめに、24ページの整理番号16番と、36ページの整理番号88番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書22ページをご覧ください。こちら農地中間管理機構を利用した貸借になります。今から見ただくのが平戸地区中央土地改良区で範囲を設定して、その範囲の中で貸し借りを行うものです。すべて利用権の設定を受けるものは住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権期間は新規で10年と5年に分かれています。

(整理番号16番と88番を除く1～146番を朗読：144件)

○議長

ただ今、事務局より、24ページの整理番号16番と、36ページの整理番号88番を

除いた利用権設定各筆明細、平戸地区中央土地改良区の案件につきまして、説明が終わりま
したので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、24ページの整理
番号16番と、36ページの整理番号88番を除いた、利用権設定各筆明細、平戸地区中央
土地改良区の案件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、24ページの整理番号16番と、36ページの整理番
号88番を除いた利用権設定各筆明細、平戸地区中央土地改良区の案件については、原案の
とおり決定いたします。

次に、同議案、24ページの利用権設定各筆明細、整理番号16番と36ページの整理番
号88番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会
議規則第19条による議事参与の制限規程により、5番委員、17番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書24ページの整理番号16番と、36ページの整理番号88番をご覧下
さい。こちらも利用権設定で農地中間管理機構を利用した貸借になります。利用権の設定を
受けるものは住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱
本麿毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権期間は新規で10年です。

(整理番号16番と88番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より、同議案24ページの利用権設定各筆明細、整理番号16番と、36

ページの整理番号８８番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
何かございませんか。

○委員

この案件ではないのですが、賃借期間に違いがあっても集積協力金に条件はないのですか。

○事務局

集積協力金に条件はありません。

○議長

ほかにごございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案２４ページの利用権設定各筆明細、整理番号１６番と、３６ページの整理番号８８番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

異議がないということですので、同議案、２４ページの利用権設定各筆明細、整理番号１６番と、３６ページの整理番号８８番につきましては、原案のとおり決定いたします。それでは５番委員、１７番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案、４４ページから５０ページの利用権設定各筆明細、平戸地区馬込土地改良区の案件を議題といたします。

ただし、４７ページの整理番号３６番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

それでは、議案書44ページをご覧ください。こちらも農地中間管理機構を利用した貸借になります。今から見ただくのが、平戸地区馬込土地改良区で範囲を設定して、その範囲の中で貸し借りをを行うものです。すべて利用権の設定を受けるものは、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、期間は新規で10年と5年に分かれています。

(整理番号36番を除く1～61番を朗読：60件)

○議長

ただ今、事務局より、47ページの整理番号36番を除いた、利用権設定各筆明細、平戸地区馬込土地改良区の案件につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委員

この案件ではないのですが、これに取り組むにあたっては農地法3条、4条、5条、地目変更は期間内には出来ないのですか。

○事務局

はい、貸し借りをやっている間は、耕作していただくということになります。

○松本委員

そこまで確認して農地中間管理機構に預けているんですね。

○事務局

そこは理解していると思っています。土地改良区には基本的に耕作放棄地はないからですね。耕作していただくようお願いしています。

○委員

耕作放棄地ではなくて、牛舎を建てたり、10年も経つと出てこないとも限りません。そういうのもだめなのですか。

○事務局

基本的には、期間内はずっと耕作していただきます。変更等は難しいと思います。

○委員

了解しました。

○議長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、47ページの整理番号36番を除いた、利用権設定各筆明細、平戸地区馬込土地改良区の案件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

異議がないということですので、同議案、47ページの整理番号36番を除いた利用権設定各筆明細、平戸地区馬込土地改良区の案件につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案、47ページの利用権設定各筆明細、整理番号36番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規程により、7番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の提案説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書47ページの整理番号36番をご覧ください。こちらも利用権設定で農地中間管理機構を利用した貸借になります。利用権の設定を受けるものは住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、期間は新規で10年です。

(整理番号36番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より、同議案47ページの利用権設定各筆明細、整理番号36番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委員

この案件は採択されると思いますので、要望したいと思います。これから農地中間管理機構の案件が出てくると思います。大体、おおかたの地区はわかりますが、図面が欲しいと思います。大体、どの辺の何処までどうしているということがわかる図面がほしいということと申請の折には集積協力金が支払われると思いますので、どういう使い方をしているのか、われわれも参考にしたいと思います。今度の審議からは示して欲しいと思います。この案件は意義ありません。

○事務局

藤永委員からのご指摘ですが、次回から図面を付けるようにいたします。それから、集積協力金の使途については、まだ見えていないところがあります。わかる範囲で説明をさせていただきます。

○委員

今の案件に関しては何もありません。ずっと農地中間管理機構と土地改良区との貸借が議題として上がっていますが、現在、個人同士で貸借しているのは、どのようにしたのですか。それをお尋ねします。

○事務局

おっしゃるとおりです。個人同士で貸借しているのは40件ほどあります。経営基盤強化促進法で貸借を行っているところがほとんどですが、いったん解約してから、長崎県農業公社に貸すという形になります。今、各団体に解約の手続きのお願いをしており、来月の総会でお諮りするように準備をしています。

○委員

今、反30,000円で借りて耕作しているところがあります。そう行ったところも全部解約するわけですか。

○事務局

そうですね。解約して、今回の農地中間管理機構との貸借が使用貸借権で、無償になって

います。

○議 長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、47ページの利用権設定各筆明細、整理番号36番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議 長

異議がないということですので、同議案、47ページの利用権設定各筆明細、整理番号36番につきましては、原案のとおり決定いたします。

それでは7番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第41号 第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議 長

議案第41号「第2回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。

なお、この案件につきましても、中間管理機構事業に係る案件であり、賃借権または使用貸借による権利の設定数が多いため、地区別に提案説明を行い、質疑を受けたいと思っておりますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、はじめに同議案、52ページから66ページの田平町以善地区の農用地利用配分計画(案)を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第41号「第2回農用地利用配分計画(案)について」です。議案書52ページをご覧ください。こちらが田平町以善地区になります。先ほどの集積計画は、貸し手が長崎県農業公社に貸すもので、今度は長崎県農業公社が誰に貸すか、作り手が上げられています。ここでは、作り手として、この方たちがふさわしいかどうか、審議していただくこととなります。A・Aがほとんどですが、A・Aではない場合もあります。

出し手(所有者)は、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、新規で賃料は無料です。こちらの農地の所在地、権利は集積計画と同じになります。整理番号の数が受け手(借受者)となります。

(整理番号1～26番を朗読：26件)

○議長

ただ今、事務局より田平町以善地区の農用地利用配分計画(案)につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

この件も、集積したものを再配分して集積するものでしょう。個別の明細よりも個人ごと出し手のトータル面積、個人ごと受け手のトータル面積の表がわかりやすいように感じるので、次回から、図面とともに出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

ほかにございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、田平町以善地区の農用地利用配分計画(案)につきましては原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、田平町以善地区の農用地利用配分計画（案）につきましては、原案のとおり決定し、市長に意見書を送付いたします。次に、同議案、67ページから90ページの平戸地区中央土地改良区の農用地利用配分計画（案）を議題といたします。はじめに69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書67ページをご覧ください。こちらが平戸地区中央土地改良区になります。出し手（所有者）は、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本磨穀穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、新規で賃料は無料です。こちらの農地の所在地、権利は集積計画と同じになります。整理番号の数が受け手（借受者）となります。

（整理番号14番、77番を除く1～122番を朗読：120件）

○議 長

ただ今、事務局より、69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を除いた平戸地区中央土地改良区の農用地利用配分計画（案）につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

（質疑なし）

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を除いた平戸地区中央土地改良区の農用地利用配分計画（案）につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

異議がないようですので、同議案、69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を除いた、平戸地区中央土地改良区の農用地利用配分計画（案）につきましては、原案のとおり決定し、市長に意見書を送付いたします。

次に、同議案、69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を議題とした

します。

ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、5番委員、17番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書69、83ページをご覧ください。出し手(所有者)は、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本鷹毅穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、新規で賃料は無料です。

(整理番号14番、77番を朗読：2件)

○議長

ただ今、事務局より、69ページの整理番号14番と、83ページの整理番号77番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、69ページの整理番号14番と、83ページの整理番号77番につきましては原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、同議案、69ページの整理番号14番と83ページの整理番号77番を議題につきましては、原案のとおり決定し、市長に意見書を送付いたします。それでは5番委員、17番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議 長

次に、同議案、91ページから97ページの平戸地区馬込土地改良区の農用地利用配分計画(案)を議題といたします。はじめに95ページの整理番号28番を除いた案件を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書91ページをご覧ください。こちらが平戸地区馬込土地改良区になります。出し手(所有者)は、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本磨穀穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、新規で賃料は無料です。こちらの農地の所在地、権利は集積計画と同じになります。整理番号の数が受け手(借受者)となります。

(整理番号28番を除く1～42番を朗読：41件)

○議 長

ただ今、事務局より、95ページの整理番号28番を除いた平戸地区馬込土地改良区の農用地利用配分計画(案)につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、95ページの整理番号28番を除いた平戸地区馬込土地改良区の農用地利用配分計画(案)につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、95ページの整理番号28番を除いた平戸地区馬込土地改良区の農用地利用配分計画(案)案件につきましては原案のとおり決定し、市長に意見書を送付いたします。

次に、同議案、95ページの整理番号28番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、7

番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書95ページをご覧ください。出し手(所有者)は、住所が長崎市江戸町2番13号、氏名が公益財団法人長崎県農業公社理事長濱本磨穀穂となります。設定する利用権ですが使用貸借権、新規で賃料は無料です。

(整理番号28番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より、95ページの整理番号28番につきまして、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決にはいります。同議案、95ページの整理番号28番につきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、同議案、95ページの整理番号28番につきましては、原案のとおり決定し、市長に意見書を送付いたします。それでは7番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お謀りをいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その

他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

○議長

これをもちまして、平戸市農業委員会平成27年度第9回総会を閉会いたします。

— 午前11時30分 終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 第13号大地のめぐみ(案)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 28 年 1 月 14 日

会 長 丸 田 保

19 番委員 林 憲 治

20 番委員 藤 村 和 正